



令和8年度 新潟県産材の家づくり支援事業 通常支援メニューのご案内

工務店が行う住宅の新築・リフォームでの
県産木材の使用に支援します。

さらに、県産木材の使用と併せて

県産瓦、県産畳、しっくい塗り、珪藻土塗り

を使用した場合は、補助金額を加算して支援します。

支援事業の内容

①補助対象者

住宅で県産材を使用する工務店

②補助内容

県産材

県産材使用量
に応じて
段階的に
補助します!

工事区分	県産材使用量	補助額
リフォーム	1 ~ 3 m ³	4,800円/m ³
新築・ リフォーム	3 ~ 5 m ³	2.4万円
	5 ~ 10m ³	4万円
	10 ~ 15m ³	8万円
	15m ³ ~ 20m ³	13万円
	20m ³ 以上	19万円

県産瓦 15~26万円

県産畳 2.4~12万円

しっくい
珪藻土

4~19万円

※ 補助額相当の一部を建築主に還元してください。

住宅に県産材を利用すると?

木材を使うことは「伐って、使って、植えて、育てる」
という 森林の循環の一部 です。

- 木材を使って森を育てることは、CO2の吸収や、国土を災害から守るといった、森林の持つ多くの機能の発揮につながります。
- 住宅に木材を使うことは、炭素を長期貯蔵し、カーボンニュートラルに貢献します。



県産材を使用した住宅の新築・リフォームを行う工務店を支援します

1. 申請者条件

新潟県内に居住のための県産材住宅を新築・リフォームする**大工・工務店等**

2. 募集期間・手続き期限

(1) 事業申込みの募集期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月10日(水)まで。

但し、年間予算額に達した時点で、募集は終了します。

(2) 事業申込書の提出期限

原則、上棟(リフォームの場合は壁張)後おおむね10日まで

地盤改良工事のみの場合、地盤改良工事完了後おおむね10日まで

(3) 交付申請書兼実績報告書の提出期限

以下の受付期間内に提出してください。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
受付期間	5月1日～	7月1日～	9月1日～	11月1日～	2月1日～
(土日祝日除く)	5月31日	7月31日	9月30日	11月30日	3月10日

3. 補助基準

県産材使用量に応じて
支援します。

(リフォーム 1m^3 以上 3m^3 未満に
ついては、 $4,800$ 円/ m^3 を支援)

使用量	補助額
3m^3 ～	2.4万円
5m^3 ～	4万円
10m^3 ～	8万円
15m^3 ～	13万円
20m^3 ～	19万円

4. 対象木材・住宅

(1) 住宅(戸建・共同住宅等)の新築・リフォームで利用
した県産材が対象です。樹種は問いません。

(2) 住宅の非居住部分(車庫、店舗併用含む)や
住宅と同一敷地内で住宅の新築・リフォーム工事
と同時に施工する離れ、車庫、倉庫、物置、外構等で
使用する県産材も対象です。

(3) 造り付けの家具・建具や地盤改良に用いる木杭等に
使用される県産材も対象です。

(4) 県ホームページに掲載された県産材工場※から納品
された県産材に限ります。

(5) 県産材を1棟あたり新築 3m^3 以上、リフォーム 1m^3
以上使用することが条件です。

(6) 国等の補助事業と併用ができます。

※県産材工場とは

○県産材を製材・加工する工場
で、県産材の適正な分別管理
などについて、県に誓約書を
提出した県産材を取り扱う工
場です。

○県のホームページに掲載して
います。



県HP：県産材工場一覧

5. 加算について 事業実施要領を確認の上、申込みしてください。

加算の種類	条件	加算補助金額の設定			実績報告時の提出書類	
県産瓦	・県産瓦使用 ・瓦代金 20 万円以上	100 m ² 未満	100~166 m ² 未満	166 m ² 以上	出荷証明書、屋根伏図等、 完成写真、(領収書)	
		15 万円	19 万円	26 万円		
県産畳	・県内畳業者実施 ・畳工事 5 万円以上	1 畳=176cm×88cm 下限 2.4 万円 (4.5 畳) 上限 12 万円 (20 畳)			施工報告書、図面、 完成写真、領収書	
しっくい・珪藻土塗り		20~40m ² 未満	40~60m ² 未満	60~80m ² 未満	80 m ² 以上	しっくい→施工証明書 珪藻土→施工報告書、 安全データシート、製品写真 (しっくい・珪藻土共通) ・施工面積計算書 ・完成写真、平面図等
しっくい 塗り	・県内左官業者施工 ・仕様書に沿う施工	5 万円	11 万円	14 万円	19 万円	
珪藻土塗り	・県内業者施工 ・仕様書に沿う施工	4 万円	8 万円	10 万円	13 万円	

6. 問い合わせ・受付窓口

- 関係書類は下記の地域振興局まで郵送・持参・電子メール※・電子申請により提出してください。

※ 電子メールの場合は、申請ミスを防ぐため、送信前に地域振興局にお問い合わせください。

また、送信先のアドレスの間違いにご注意ください。

工務店の所在地	応募先地域振興局	住所・電話番号
村上市、関川村、粟島浦村	村上地域振興局 農林振興部 林業振興課	〒958-8585 村上市田端町6-25 TEL 0254-52-7934 E-mail ngt11240@pref.niigata.lg.jp
新潟市、新発田市、五泉市、 胎内市、聖籠町、阿賀野市、阿賀町	新潟地域振興局 農林振興部 林業振興課	〒956-8635 新潟市秋葉区程島2009 新潟市秋葉区役所5階 TEL 0250-24-8326 E-mail ngt112130@pref.niigata.lg.jp
長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、 加茂市、見附市、燕市、弥彦村、 田上町、出雲崎町、刈羽村	長岡地域振興局 農林振興部 林業振興課	〒940-8567 長岡市沖田2-173-2 TEL 0258-38-2572 E-mail ngt11440@pref.niigata.lg.jp
十日町市、魚沼市、 南魚沼市、湯沢町、津南町	南魚沼地域振興局 農林振興部 林業振興課	〒949-6680 南魚沼市六日町960 TEL 025-772-8262 E-mail ngt11640@pref.niigata.lg.jp
上越市、妙高市、糸魚川市	上越地域振興局 農林振興部 林業振興課	〒943-8551 上越市本城町5-6 TEL 025-526-9465 E-mail ngt11940@pref.niigata.lg.jp
佐渡市	佐渡地域振興局 農林水産振興部 林業振興課	〒952-1555 佐渡市相川二町目浜町20-1 TEL 0259-74-3450 E-mail ngt11150@pref.niigata.lg.jp

- 申込み等の様式は上記の窓口で配布するほか、県のホームページからもダウンロードできます。

新潟県産材の家づくり支援事業 HP

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/iezukuri/>



県HP：家づくり
支援事業

- 事業の申込み等にあたっては、必ず募集年度の事業実施要領をご確認ください。

【県産瓦、県産畳に関するお問い合わせ】

新潟県 産業労働部 地域産業振興課 地場産業・日本酒振興室 TEL 025-280-5243

【しっくい・珪藻土塗りに関するお問い合わせ】

新潟県 土木部 都市局 建築住宅課 街並み推進係 TEL 025-280-5442

新潟県 土木部 都市局 営繕課 建築調整班 TEL 025-280-5446

- 国や県、市町村が行う住宅建築やリフォーム等に関する支援制度については、こちらをご覧ください。

住宅リフォーム関連支援制度について 県HP

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/reform.html>

- 新潟県産材の家づくり支援事業はフラット35（地域連携型）の対象となります。

詳細については、下記のURL 又はQRコードからご覧ください。

https://www.simulation.jhf.go.jp/flat35/flat35kosodate/index.php/Organizations_tree/execute/150002



申込み・申請手続きの流れ

建築主
↔ 工務店

住宅建築工事の契約

工務店
→新潟県

事業申込書の提出

【事業申込の募集期間】

令和8年4月1日（水）から令和9年3月10日（水）まで
※ 但し、県の年間予算額に達した時点で、募集は終了します。

【事業申込書の提出期限】

原則、上棟（リフォームの場合は壁張）後おおむね10日まで
地盤改良工事のみの場合、地盤改良工事完了後おおむね10日まで
※ 提出期限までに、必ず県に事業申込書を提出してください。

【事業申込書の添付書類】

年度事業計画書、住宅建築工事契約書の写し等

新潟県
→工務店

確認・補助金交付予定者通知書の送付

※現地確認を実施する場合があります。

工務店
→新潟県

補助金交付申請書兼実績報告書の提出

【受付期間】

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
受付期間	5月1日～	7月1日～	9月1日～	11月1日～	2月1日～
(土日祝日除く)	5月31日	7月31日	9月30日	11月30日	3月10日

【実績報告書の添付書類】

事業成績書、県産材納品書兼証明書、誓約書
戸数のわかる書類（集合住宅等の場合）
納品・施工状況写真（加算補助の適用を受ける場合）
各加算適用証明書類等（加算補助の適用を受ける場合）

新潟県
→工務店

完了検査・補助金の額の確定通知書の送付

補助金の交付

- ※ 補助額相当の一部（木材費の値下げ、オプションの追加等）を建築主に還元してください。
- ※ 必ず事業実施要領をご確認の上、申込みしてください。